

「今日はさかなにしよう」推進パートナー店登録制度実施要領

(目的)

第1条 太平洋に面した高知県（以下「県」という。）は、700キロにおよぶ海岸線を有し、豊かな海洋資源に恵まれ、鯉をはじめ全国に誇れる水産物が水揚げされる。

このような海洋資源に恵まれた本県において水揚げされる生鮮魚介類やこれらを使用した水産加工品について、県内での消費を拡大するとともに広く観光客に紹介するため、県は、「今日はさかなにしよう おいしーフード 高知県」をキャッチコピーとし、県産水産物を積極的に取り扱い、PRする意欲のある県内の飲食店や小売店を「今日はさかなにしよう」推進パートナー店（以下「パートナー店」という。）として登録し、その活動を支援する。

(定義)

第2条 この要領において「県産水産物」とは、県内で水揚げ又は養殖された生鮮魚介類及びこれらの生鮮魚介類を主な原料として県内において製造された水産加工品をいう。

(飲食店の登録要件)

第3条 次に掲げる要件を全て満たす飲食店は、県に対し、パートナー店への登録の申込みができるものとする。

- (1) 店舗が高知県内に所在すること。
- (2) 店舗内において飲食物を調理し、顧客に提供する店舗であること（酒類その他の飲み物を主に提供する飲食店を除く。）。
- (3) 主要なメニューとして、県産水産物を食材とした料理を提供していること。

(小売店の登録要件)

第4条 次に掲げる要件を全て満たす小売店は、県に対し、パートナー店への登録の申込みができるものとする。

- (1) 店舗が高知県内に所在すること。
- (2) 県産水産物を常時販売していること。

(パートナー店の責務)

第5条 パートナー店の責務は、次のとおりとする。

- (1) 県産水産物を使用しPRすることをコンセプトに含めた店作りを行うこと。ただし、飲食店にあつては、県産水産物を食材としたメニュー作りも行うこと。
- (2) 食品衛生法、食品表示法などの関係法令を遵守すること。
- (3) 県が実施する事業やアンケート調査等に協力すること。

- (4) 店舗の名称、所在地、電話番号及び取組の内容等を県のホームページで紹介するなど、パートナー店に関する情報について県が公表することを承諾すること。
- (5) 第三者が前号により公表したパートナー店に関する情報を利用したことに起因するトラブルは、パートナー店の責任において解決を図ること。

(県の支援内容)

第6条 パートナー店に対する県の支援は、次のとおりとする。

- (1) 県産水産物をPRするのぼり等の広報ツールを、予算の範囲内で無償で提供する。
- (2) 県のホームページ等でパートナー店の紹介を行うほか、希望により、県のホームページ等でパートナー店のホームページへのリンクを行うなど、県内外に向けた情報発信を行う。
- (3) 地域の素材を活かした店作りやメニュー作りを推進するために、地域グループの取組等を適宜、紹介又は斡旋する。

(登録の申込み)

第7条 県は、パートナー店の登録申込みについて、次により随時、受付けるものとする。

- (1) 登録は店舗ごとに行うものとし、登録を希望する者は、「今日はさかなにしよう」推進パートナー店登録申込書（以下「登録申込書」という。）（第1号様式）により申込みものとする。
- (2) 複数店舗の登録を希望する者は、第1号様式に複数店舗登録申込書（第2号様式）を添付することによって、一括して申込みことができる。
- (3) 登録申込書は、高知県水産振興部水産業振興課へ提出するものとする。

(登録の通知)

第8条 県は、登録申込書の内容を確認し、店舗をパートナー店として登録したときは、申請者に「今日はさかなにしよう」推進パートナー店登録通知書（第3号様式）を交付するとともに、店舗情報を県のホームページ等で公表する。

(登録内容の変更及び登録の取り下げ・取り消し)

第9条 パートナー店は、登録内容に変更が生じた場合及び登録を取り下げようとする場合は、「今日はさかなにしよう」推進パートナー店登録内容変更・取下げ届出書（第4号様式）を高知県水産振興部水産業振興課へ提出するものとする。

- 2 県は、パートナー店が登録要件を満たしていない、または、その責務を果たしていないと判断した場合には、パートナー店の登録を取り消すことができる。
- 3 前項の規定による登録の取消しに伴う損失が発生した場合、県は、その責任を負わない。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 32 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。
- 2 『土佐の魚』PR 活動推進パートナー店登録制度実施要領に基づき、平成 28 年 3 月 31 日の時点でパートナー店の登録を有する者は、この要領においてパートナー店の登録を継承するものとし、第 7 条の規定による登録の申込みを要しない。
- 3 この要領は、平成 29 年 5 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

附則

この要領は、令和 3 年 4 月 26 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 21 日から施行し、令和 6 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。